|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定基準チェック表　（第４表） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法　人　名 | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| ４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること  (1) 次に掲げる活動を行っていないこと  ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成すること  イ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること  ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること  (2) その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 項　　　　　　　　目 | | | ① | ② | ③ | | | ④ | | ⑤ | | | 申請時 | |  | |
| 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動 | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | | | 有 ・ 無 | | 有 ・ 無 | | | 有 ・ 無 | |
| 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動 | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | | | 有 ・ 無 | | 有 ・ 無 | | | 有 ・ 無 | |
| 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動 | | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | | | 有 ・ 無 | | 有 ・ 無 | | | 有 ・ 無 | |
| (2) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | 項　　　　　　　　目 | | | | | ① | ② | | ③ | | ④ | ⑤ | | 申請時 |  | |
| 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | | | | | 有・無 | 有・無 | | 有・無 | | 有・無 | 有・無 | | 有・無 |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無 | | | | | 有・無 | 有・無 | | 有・無 | | 有・無 | 有・無 | | 有・無 |
| 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無 | | | | | 有・無 | 有・無 | | 有・無 | | 有・無 | 有・無 | | 有・無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及び(1)の活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無 | | | | | 有・無 | 有・無 | | 有・無 | | 有・無 | 有・無 | | 有・無 |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | |

○記載要領（指定基準チェック表（第４表））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | 記 載 要 領 | 備 考 |
| (1)及び(2)の各欄共通 | 該当する一方を囲みます。  「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。  「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。  ａ　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係  ｂ　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係  ｃ　上記ａ又はｂに掲げる関係にある者の配偶者及び３親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 | 第４表付表１「役員等に対する報酬等の状況」及び付表２「役員等に対する資産の譲渡等の状況」を記載し添付してください。  なお、当該「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第３表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。 |